

算定_入所（居）日・入院日から算定可能な加算の合計が制限回数を超えています

介護給付費縦覧審査確認表（請求事業所）

事業所番号	1970000001
事業所名	サービス事業所01
事業所担当者氏名	事業所 太郎
連絡先電話番号	99-9999-9999

令和**年**月縦覧審査分

確認表記入者の氏名と電話番号を記入して下さい。

令和〇年〇月〇日

山梨県国民健康保険団体連合会

以下は貴事業所の介護請求明細書について縦覧点検審査処理を行った結果、請求内容に疑義があるものです。内容を確認の上、確認調整結果を記入してください。また、対象帳票が「算定」「重複」「単独」の場合は、過誤を「する」「しない」のいずれかに〇を付けて平成〇年〇月〇日までにご返送ください。

対応番号	確認対象情報							関連情報						
	対象帳票	証記載保険者番号 証記載保険者名	被保険者番号 被保険者名	サービス提供年月	サービス		日数/回数	縦覧点検出力事由	サービス提供年月	事業所番号	電話番号	サービス		日数/回数
1	算定	191001 保険者01	0000000001 かこ 太郎	R3.2	21	6282	6	入所（居）日・入院日から算定可能な加算の合計が制限回数を超えています	R3.1	1970000001 サービス事業所01		21	6282	9
		上記縦覧審査内容について、貴事業所での確認調整結果を右に記入してください。							過誤					
	確認の観点	再入所した場合か							(確認調整結果記入欄) 請求誤りのため過誤 <input checked="" type="checkbox"/> する ・ <input type="checkbox"/> しない					

又は

(確認調整結果記入欄) 再入所日 〇月〇日	過誤 する ・ <input checked="" type="checkbox"/> しない
-----------------------------	--

再入所日等を記入して下さい。

算定_入所（居）日・入院日から算定可能な加算の合計が制限回数を超えています

- 内容・入所（居）日・入院日から算定可能な加算の合計が制限回数を超えています
- 対象サービス
 - ・緊急対応加算、緊急短期入所受入加算
- 報酬算定上の制限
 - ・入所年月日から30日以内で最大7回（短期入所生活介護緊急短期入所受入加算は14回）算定可能なサービスです。
- 原因・「確認対象情報」のサービス提供年月と前月に、同一事業所、同一入所（院）年月日の請求があり、制限回数を超えている場合に出力されます。（「関連情報」には前月の同一サービスコードによる請求が表示されます。）
- 対応・
 - ①再入所した場合か確認して下さい。確認した結果、再入所していたことが判明した場合は、「確認調整結果記入欄」に、再入所日を記入して、「過誤しない」に○をつけて返送して下さい。
 - ②確認した結果、入退所日等の記載誤りや請求内容の誤りであった場合は、「過誤する」に○をつけて、過誤申立書と併せて返送して下さい。
 - ③新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いによる請求である場合には、「確認調整結果記入欄」にその旨（例：新型コロナによる臨時的取り扱いのため）を明記し、「過誤しない」に○をつけて返送してください。※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取扱いは、令和3年3月時点では有効ですが、今後、変更となる可能性がありますのでご注意ください。

《 参 考 》※令和2年6月1日厚労省通知抜粋

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第12報）

II 短期入所生活介護費等の請求単位数について

- 1 短期入所生活系サービス事業所が提供するサービス日数を3で除した数（端数切上げ）回数分について、緊急短期入所受入加算を算定する取扱いを可能とする。

※ 利用者が複数の事業所を利用している場合は、各事業所において、各サービス提供回数を算定基礎として算定を行う。

- 2 なお、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護等を緊急に行った場合は、通常どおり、指定短期入所生活介護等を行った日から起算して7日間（短期入所生活介護に限り、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は14日）を限度とし算定を行うが、その算定以降、継続して短期入所生活介護等を提供する場合は、残り日数を3で除した日数（端数切上げ）と通常どおり算定した日数との合計が短期入所生活介護については14日、短期入所療養介護については7日になるまで、追加で緊急短期入所受入加算を算定する。